

第1 クライミングとは

■ スポーツクライミングについて

- ✓ 「ボルダー」(※1)、「リード」、「スピード」の3種目あり、「ボルダー」は、高さ5メートル程度のウォールに、ルートが複数あり、登れたルート数を競うものとして、ロープ等の安全装置の装着を必要とせず下部にマットを敷設しているため、より気軽に参加が可能
- ✓ 愛好者は60万人程度、全国に500店舗前後の民間クライミングジムが展開している
- ✓ クライミングは、小さな子どもから高齢者まで幅広い年齢層が行うことができるスポーツであり、生涯スポーツとしての有用性が高い
- ✓ 他方、クライミングは高い壁を生身で登るため、安全でない体勢で落下すると、大きな事故につながる可能性がある

■ 様々な場所に設置されるクライミング施設

- ✓ スポーツクライミングがオリンピック種目に採用されたこと等もあり、近年スポーツ施設、体育館、学校、遊戯施設、公園等にクライミング施設が設置されるようになってきている
- ✓ 児童の体力づくりに適しているとされ、小学校において人工壁（クライミング・ウォール）の設置を推進しているところもある



(※1) (公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会は、「ボルダリング」の国内での呼称を2023年4月1日から「ボルダー」に変更し、統一した

(※2) 事業運用開始から2024年度までの情報（伝送日）のうち、事故情報の「事故発生年月」の期間

(※3) アウトドアにおけるクライミングによる外傷・障害の経験を含む

検討の背景

第2 クライミング施設における事故の状況

事故情報 データバンク

- ✓ クライミングに関する事故情報の集計結果
⇒**26件**（発生年月：2011年2月～2024年10月）
- ✓ 治療期間1か月以上の骨折13件、神経・脊髄の損傷2件等が発生

医療機関 ネットワーク

- ✓ 「ボルダリング」、「スポーツクライミング」いずれかの文言が含まれる事故情報の集計結果
⇒**12件**（2015年9月～2024年4月）（※2）

学校における 災害共済給付 の状況

- ✓ 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の実績
⇒幼稚園、保育所、認定こども園：**174件**、
小学校：**76件**、中学校：**19件**、高等学校：**155件**
（2013年度～2022年度までの災害給付データ）

有識者による 調査研究

- ✓ クライミングジムやクライミングチームを対象としたアンケート調査
⇒回答者1,638人のうち、
外傷・障害の経験ありとしたものが**1,040人**（64%）（※3）

■ 事故情報データバンクに登録された事故事例

発生年月	事故の概要	傷害内容/傷害の程度
2013年5月	知人がボルタリングジムでクライミング中に落下。下に敷いていた安全マットが劣化していて足を複雑骨折をした。賠償希望。	骨折／1か月以上
2018年11月 （受付年月）	22歳の娘が4日前、ボルダリング施設にてボルダリングを初体験したが落下し腰椎を怪我した。監視もない施設側の対応に不満。	神経・脊髄の損傷 ／不明
2024年1月	2日前のボルダリング中に壁の一番上から下にあった木製ベンチの下に落下した。背骨と尾てい骨を骨折したので、医療費の負担希望。	神経・脊髄の損傷 ／1か月以上

課題・意見

第3 クライミング施設における課題

■ クライミング施設における事故情報の収集

- ✓ クライミング施設は、様々な場所に設置されている実態があるが、事業者には、事故情報の行政への通知義務は必ずしもあるわけではない
- ✓ クライミング施設のうち、民間クライミングジムなど急速に設置が進んでいる施設においては、事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていないところもある

様々な場所に設置されている
クライミング施設における事故の実態を把握することが重要

■ クライミング施設における安全面の対策

- ✓ 安全管理や事故発生時の対応等は、施設を運営する事業者の取組に委ねられており、施設によって対応の差異が生じている可能性がある
- ✓ 事故情報データベースに登録された事故情報では、施設側における基本的な安全対策に問題があるとみられる事例や安全のための監視（指導者の設置等）がなされていないとみられる事例もみられた
- ✓ 競技者が利用する専門施設だけでなく、小規模なジム、こどもが利用できるようなジム・公園等が増加し、施設の安全確保に課題が存在する可能性があるとの指摘があった

まずは、事故情報を適切に収集し実態を踏まえた上で、
安全面の対応策を講じることが必要

第4 意見

（1）クライミング施設における事故情報を把握する方策の検討

スポーツ庁は、関係省庁等と連携し、クライミングジムで発生した事故情報等を把握する方策を検討すること。

（説明）

クライミング施設については、消費者安全法に基づく事故情報の集約の仕組みが整っている施設もあるが、民間クライミングジムなど急速に設置が進んでいる施設においては、事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていないところもある。

（2）クライミング施設における消費者安全に関する取組の強化

スポーツ庁、こども家庭庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省は、それぞれ適切に事故情報を収集した上で、関係事業者が実施すべき安全面に関する対策等について、連携して、安全対策等の策定等（既存の対策等の整理を含む。）に向けた措置を講じ、関係事業者に対してその実施を徹底させるための措置を講ずること。

（説明）

クライミング施設として、スポーツクライミングの競技施設だけでなく、民間のクライミングジムや遊具的なクライミング・ウォールを設置している学校、遊戯施設、公園等も対象としており、また、安全対策は、施設運営上のリスク認識だけでなく、技術的な知識も必要と考えられるところ、関係行政機関が連携して対策を講じることが必要。

（3）消費者への注意喚起

消費者庁は、クライミング施設に係る消費者事故の防止のため、今後策定される安全面に関する対策等について、消費者に適時適切に周知すること。

（説明）

公園等にもクライミングウォールがあり、幼児を含め様々な利用者がいる。スポーツクライミングと高さや利用者の違いはあるものの、安全面に注意して利用しないと、落下して大きな事故につながる可能性がある。クライミング施設に係る消費者事故の防止のため、今後策定される安全面に関する対策等について、消費者に適時適切に周知することが必要。